

R F S 発 官 2 第 6 号

令 和 2 年 7 月 2 8 日

原子力規制委員会 殿

青森県むつ市大字関根字水川目596番地 1

リサイクル燃料貯蔵株式会社

代表取締役社長 坂 本 隆

リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定  
の認可申請取下げについて

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の20第1項の規定に基づき，平成25年3月29日付け，R F S 発 官 2 4 第 9 号をもって認可申請し，平成28年5月17日付け，R F S 発 官 2 8 第 1 号をもって一部補正しましたリサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定の認可申請について，下記の理由により取り下げることといたします。

記

取り下げる理由

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）の一部施行により，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び関連規則が一部改正又は制定され，品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置及び原子力事業者等に対する検査制度の見直しに関する記載が要求されたことから，これらの要求に対する記載事項が含まれていない認可申請を取り下げる。

以上